

令和8年度 日本医師会事業計画

令和 8 年度 日本医師会事業計画

人口減少が続く我が国において、経済成長と社会の安定を維持するためには、国民皆保険制度を堅持し、その確固たる基盤の上に持続可能な社会保障制度を構築していくことが不可欠である。

昨今の急激な物価や賃金の上昇は、公定価格で運営する医療機関の経営を直撃しており、地域医療の崩壊を招く深刻な事態をもたらしている。日本医師会は、さらなる組織強化を原動力に、医療機関の健全な運営に必要な財源の確保を、関係各所に引き続き強く要望していく。

また、有料職業紹介事業における高額な紹介料が問題となるなか、医療人材の確保と人手不足の解消に向け、医療機関と求職者の双方が安心して利用できる環境を整備しつつ、日本医師会ドクターバンク事業の円滑な運営に取り組む。

2040 年頃にかけては、生産年齢人口の減少が進むなかで、医療・介護の複合的なニーズを持つ 85 歳以上の人口が増加することが見込まれている。こうした将来像を見据えながら、すべての地域・世代の患者が適切な医療を受けられる医療提供体制の構築に努める。

とりわけ、新たな地域医療構想の策定にあたっては、医療と介護の連携強化や「包括期機能」など、日本医師会が提案してきた考え方の具体化を図るべく、次期介護保険事業（支援）計画との整合性も踏まえながら、政府内の議論に積極的に参画していく。

あわせて、地域医療の担い手である医師の労働環境改善に向け、日本医師会が指定を受けている「医療機関勤務環境評価センター」の事業などを通じて、勤務を継続しやすい働き方の普及に取り組む。

さらに、医療 DX やイノベーションの推進により、安全で質の高い医療の実現を求める国民の期待に応えられるよう、医療現場の実情に即した活用を後押ししていく。

日本医師会は、国民の生命と健康を守る“最後の砦”としての覚悟をも

って、医師の総意を結集し、時代の変化に即応した医療制度の確立と、地域に根ざした医療提供体制の強化に、今後も全力で取り組んでいく。その過程においては、公益に資する活動を適宜適切に実施するなかで、全国の医師会・会員との連帯を深化させるとともに、関係団体や行政とも緊密に連携しながら、確かな歩みを進めていく。

以上のような認識に基づき、日本医師会は令和 8 年度事業計画として、当面する 22 の重点課題について、各種会内委員会等からの提言の積極的活用と、日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の医療政策に資する体制の強化等を通じて、地域に密着した医師会活動を基本に、その関連諸施策の推進を図る。

あわせて、『日本医師会綱領』『医の倫理綱領』を遵奉しながら、我が国の医学・医療の向上に尽力していく。

○ 重点課題一覧

1. 医療政策の提言と実行
2. 医の倫理・医療安全対策の推進
3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実
4. 新興・再興感染症への取り組み
5. 医業経営基盤の確立
6. 人生 100 年時代に向けた予防・健康づくりの推進
7. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進
8. 医師の働き方改革への取り組み
9. 生涯教育の充実・推進
10. 日本医学会とのさらなる連携の強化
11. 医療 DX の推進
12. 広報活動の強化・充実
13. 国際活動の推進
14. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み
15. 医業税制に係る提言
16. 医療関係職種等との連携及び資質の向上
17. 医師年金の運営強化と会員福祉施策の充実
18. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮
19. 大規模災害対策
20. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化
21. 日本医師会ドクターサポートセンターの運営
22. 日本医師会電子認証センターの運営

1. 医療政策の提言と実行

日本医師会は、国民皆保険制度を堅持することはもとより、国民の生命・健康を守るため、医療政策の提言を行っていく。

地域から医療現場の総力を結集した医療政策を提言し、政府等に働きかけるとともに、会員や国民に記者会見などを通じて広く情報を発信していく。

2. 医の倫理・医療安全対策の推進

『医の倫理綱領』、『医師の職業倫理指針』等を広く周知徹底し、より実践的な医の倫理の向上を図り、医師の自浄作用を活性化していく。研究者が計画する医学系研究については、倫理的・科学的観点から実施の適否等に関して審査支援を行い、研究対象者の人権保護及び研究の科学的な質、信頼性確保に貢献する。

また、患者の安全確保と医療の質の向上を、最優先課題として取り組む。

医療事故調査制度の円滑な運営に向けては、とりわけ医療事故調査等支援団体相互の連携を通じて、国民の信頼に応え得る体制を構築できるよう、都道府県医師会や郡市区等医師会、関連する学会・団体等と積極的な取り組みを推進していく。

さらに、医療従事者の安全を確保することは、患者が安全・安心な医療を受けられる基盤となることから取り組みを推進し、被害防止に資する知識や知見の普及に努める。

3. かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実

すべての国民への平等で良質なサービスの提供を目指し、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種間の連携を推進する。また、かかりつけ医機能を中心に据えた、主に診療所や中小病院によって担われる地域医療のさらなる充実を目指す。とりわけ医師会共同利用施設を地域医療・地域保健の中核的役割を担う拠点として、地域医師会のリーダーシップの下、かかりつけ薬剤師のいる薬局との連携にも

取り組む。

医師の偏在問題については、プロフェッショナル・オートノミーを基本に、地域特性に応じた医師確保対策の実施や多職種連携等に主体的に取り組む、地域医療の強化につなげる。

平時の医療提供体制の余力こそが、有事の際の対応力に直結する。その視点に立ち、これからの医療提供体制については、超高齢社会の到来と少子化による人口減少のなか、新興感染症等のまん延や大規模災害にもしなやかに対応できるよう、地域医療の強靱化を図る。

特に 2040 年頃に向けた新たな地域医療構想については、地域の実情を反映し、入院から外来、在宅医療、介護までを含めた医療・介護提供体制全体のあり方を、各地で地域の実情に応じて適切な議論が進められるよう、引き続き国に対し提言していく。

また、有床診療所の意義や重要性を引き続き情報発信し、認知度を高めていくことで、安定的・継続的にその機能が果たせるよう努めていく。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、第 8 次医療計画の中間見直しに向けた議論、第 9 期介護保険事業（支援）計画との整合、障害者・医療的ケア児等への対策を踏まえ、地域包括ケアシステムの仕組みのなかで、共生社会実現のため、機能分化された医療提供体制や地域連携が“まちづくり”に資するものになるよう、都道府県医師会及び郡市区等医師会との緊密な連携を通じて支援する。

以上、これらの取り組みが各地域においてそれぞれの実情に応じて推進されるよう、地域医療介護総合確保基金の確保・充実や柔軟な運用の実現に努める。

日医かかりつけ医機能研修制度の実施や研修会を開催する等、地域包括ケアの深化・推進に取り組む。また、かかりつけ医機能を推進する観点からも、オンライン診療については、かかりつけの医師による対面診療の補完であるとの原則を堅持し、離島・へき地をはじめ、医師が不足し、かつ、オンライン診療による対応もせざるを得ない地域その他、稀少疾病・難病並

びに在宅医療等解決困難な要因によって、医療機関へのアクセスが制限されている場合にオンライン診療で補完していくことへの支援に努める。また、地域医療を守るため、利便性や効率性よりも、医学的有効性と必要性、特に安全性を優先した公益的な仕組みとなるよう国に提言していく。

外国人医療については、インバウンドの急速な回復を踏まえ、訪日外国人旅行者に対する医療提供体制のあり方や医療費の未収金問題などの課題等について、引き続き、国に提言していく。また、在留外国人に対しても、医療をはじめとした社会保障制度が適切に運用されるよう、きめ細かい対応を要請していく。

薬事関係については、医薬品や医療機器等の基礎的研究から応用、非臨床、臨床研究・治験、薬事承認、臨床利用という一連の大きな流れのなかで、より機動的な対応が重要である。そのため、特に地域医療における医薬品等の安定供給・適正使用を担保できるよう、医師会が中核となって、薬局や薬剤師、業界団体等の医薬品等に係るステークホルダーとの連携においてリーダーシップを発揮し、臨床現場の実態を踏まえた取り組みを進めていく。さらに、医薬品・医療機器産業の実情を把握し、国に対して提言を行うとともに、必要に応じて広く情報を発信することで、地域医療を堅持し、より良い医療を国民に提供できる体制の構築に寄与する。また、関係府省庁における疾病の予防、治療及び公衆衛生等に関する重要事項の調査審議に参画し、科学的及び臨床利用の観点から提言を行う。

学校保健については、社会情勢の変容を踏まえ、学校健康診断のあり方や子どものメンタルヘルス対策等の諸課題について具体的に検討し、国に対して提言していく。

産業保健については、多様化している労働者の健康課題に対処できるよう、行動する産業医をさらに増やし、全国の産業医部会等との連携を深める。ストレスチェックについては、令和10年度より労働者が50人未満の事業者にも実施が義務付けられることを踏まえ、産業医の支援体制を充実させていく。

この他、関係団体や行政等との連携・協働をもって、以下に係る取り組み等を推進することで、かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実を目指す。

- ・公衆衛生の向上
- ・少子化対策への取り組み
- ・成育基本法に係る取り組み
- ・児童虐待防止対策に係る取り組み
- ・健診標準フォーマットの普及による保健情報の一元的管理等を通じた生涯保健事業の体系化に向けた取り組み
- ・適切な予防接種施策
- ・禁煙対策・受動喫煙防止対策
- ・健康スポーツ医活動（ライフステージに応じた運動・スポーツの重要性の啓発とその促進、生活習慣病対策への取り組み）
- ・就学前の子どもの保健に係る取り組み
- ・環境問題に係る取り組み（病院における地球温暖化防止対策、熱中症対策、酸化エチレンの排出抑制策、エコチル調査等）
- ・臨床検査精度管理調査
- ・いわゆる健康食品等への安全対策（国民のヘルスリテラシーの向上を含む）
- ・医療機関等における廃棄物の適正処理対策（水銀廃棄物の回収促進を含む）
- ・国・決済事業者・病院団体等と連携した医療機関におけるキャッシュレスの適切な普及

4. 新興・再興感染症への取り組み

第8次医療計画では、いわゆる「5疾病5事業」に6番目の事業として新興感染症等の対策が追加され、感染症法上の予防計画等とも整合を図った上で、令和6年4月より開始し、感染症発生・まん延時における保健・

医療提供体制の整備等が推進されている。

感染症のまん延による「医療崩壊」を防ぐには、平時から予防計画と医療計画等により、新興感染症等への対応とそれ以外の通常医療とが両立し得る医療提供体制を確保し、各地域における役割分担と連携等の体制を整備していくことが重要である。

先般の新型コロナウイルス感染症対策（保健・医療提供体制確保計画の策定等）からの教訓を踏まえ、重症者、中等症者、軽症者や無症状者への医療・健康観察や後方支援、また新興感染症等以外の通常医療といった役割分担、都道府県医師会と行政との緊密な連携、国民・メディアへの啓発が極めて重要であるとの観点から、新興感染症等に対する医療提供体制の構築を推進していく。

また、コロナ禍における財政支援のように、新興・再興感染症時の各地域の医療提供体制を持続していくには、国の予算措置（PPE・治療薬等の無償供給を含む）が不可欠である。そのため、国への要望活動等を継続するとともに、次の新興感染症の拡大にも備える。

さらに、都道府県医師会、医療関係団体、行政（内閣感染症危機管理統括庁・厚生労働省等）、関係学会・組織との連携を強化するとともに、コロナ対応を契機とした関係団体等との連携も深めていく。

あわせて、新興感染症等に対応する医療従事者や医療機器等の確保、地域の連携体制の構築、高齢者・医療的ケア児・外国人等の要配慮者対策を検討していくとともに、各医療機関が連携して地域を面で支えていることを、国民・メディアに広く発信し理解促進に努める。さらに、令和7年度に実施した、診療所を対象とした新興感染症対策のリーダーを育成する研修や、各地域で研修が実施されるような施策を検討し、実践する。

以上も踏まえ、新型コロナウイルス感染症などの再興感染症の深刻な拡大や未知の新興感染症のまん延等に備え、医師会組織を挙げて対応する体制づくりについて検討していく。

この他、感染症を巡る様々な状況の変化に柔軟に応じつつ、新たな知見

や国の施策も踏まえ、都道府県医師会・郡市区等医師会、関係団体との連携をはじめ、引き続き対策を講じていく。

5. 医業経営基盤の確立

昨今の急激な物価高騰や賃上げ対応により、診療報酬という公定価格で運営する医療機関の経営は困窮を極めており、地域医療に貢献することが困難な状況となっている。公的支援策が充分でない民間医療機関の存続のためには、思い切った政策の実行が必要である。

国民が必要な医療を受けることができる地域医療の確保のため、物価・賃金の上昇等により事業環境の大きな変化に直面する医療機関の経営の現状について分析を行い、医療機関の経営支援に必要な公的融資、公的財政支援策の決定を目指して働きかけを行うとともに、医療機関の経営の安定に向け必要な情報提供等に取り組む。

また、医療機関の経営を圧迫する一因となっている有料職業紹介事業についても、適正な運営を国等に求めるとともに、会員医療機関に対してもトラブルを未然に防ぐための注意喚起を行っていく。

6. 人生100年時代に向けた予防・健康づくりの推進

超高齢社会のあり方等を考えたとき、その基盤となるのは、国民が健康であることであり、疾病を抱えても自分らしく生活できることが重要である。

地域、性別、経済状態等による健康格差も指摘されているなか、日本医師会はかかりつけ医の視点を踏まえた質の高い予防・健康づくりを推進するとともに、そのエビデンスの確立についても、あわせて取り組んでいく。

また、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、老年期というライフサイクルに応じた「生涯保健事業」をよりの確に実施し、そのデータを一元的に管理できるよう、取り組みを進めていく。特に、ライフステージ初期に健康の基礎を獲得することは重要であり、学校医や園医そして保育所の嘱託医の活動推進を支援していく。

さらに、健康スポーツ医の積極的活用、多職種連携による生活習慣病対策や健康づくりなど、国民の健康寿命を延伸する政策を実行していく。

7. 医師会の組織強化と勤務医等への支援の推進

『日本医師会綱領』を基本理念に、真に国民に必要な保健・医療・福祉の実現を目指していくため、医療関連団体をはじめ様々な分野の団体とも連携を深めていく。

あわせて、「医師会会員情報システム（通称 MAMIS : マミス）」のさらなる活用を通じて、会員情報をはじめとする医師会間の一層の連携強化に取り組む。

医師会への入会促進については、特に、研修医及び医学部卒後 5 年目までの会費減免の対象となる医師の参画を得るための取り組みを強化する。当該会費減免期間中の医師会員に対しては、各地域医師会との一段の連携を深め、医師会活動への理解醸成に努めるなかで、医師会員として定着してもらうための取り組みを進めていく。

勤務医については、労働環境の改善を図るため、会内の関係委員会で検討を行う。また、勤務医の意見を広く汲み上げるとともに、医師会活動への積極的な参画を呼びかける。

女性医師については、引き続き就労環境の整備等に努めると同時に、医師会活動への参画を後押ししていく。

医学生については、医師会活動への理解の深化を図っていくなかで、必要な支援を継続して行う。

以上のような取り組みの紹介をはじめ、日本医師会に入会する意義・必要性等をわかりやすくまとめた冊子を広く配布するとともに、勤務医、女性医師、研修医、医学生それぞれのニーズに応える取り組みをより一層推進していくことで、さらなる組織強化を目指していく。

8. 医師の働き方改革への取り組み

令和6年4月から医師の働き方改革の新制度がスタートし、2年が経過した。

日本医師会は、国から医療機関勤務環境評価センターの指定を受け、都道府県から特例水準の指定を受ける医療機関（特定労務管理対象機関）の医師労働時間短縮の取り組みに関する評価を実施している。今年度は特定労務管理対象機関の指定期限が、令和9年3月に到来する医療機関の指定更新に向けた評価を滞りなく実施する。また、これまでの評価業務によって得られた知見は、特定労務管理対象機関のみならず、あまねく医療機関にとって労働時間短縮の取り組みの参考となるものであり、本制度を真に実効性ある内容として医療機関へ定着させるため、上記知見に基づく好事例の周知や取り組みの支援等を引き続き行う。

医師の働き方改革を進めるための他の職種へのタスクシェア・タスクシフトについては、医療安全の確保を確実に実施し、医師によるメディカルコントロールの下でのチーム医療を推進していく。

これらの取り組みにあたっては、医師の健康確保と地域医療の継続性及び医学・医療の質の維持・向上のバランスを取るという基本理念の下、働き方改革が地域医療に影響を及ぼさないよう、現場の声に耳を傾けながら、細心の注意を払っていく。

9. 生涯教育の充実・推進

日本医師会生涯教育制度については、会員・非会員を問わず、多くの医師が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう広く周知し、制度のさらなる定着を図る。

また、『日本医師会雑誌』の一層の充実を図るとともに、各号の特集テーマに関する「問題解答」やeラーニングの他、都道府県医師会及び郡市区等医師会等による「日本医師会Web研修システム」の利用促進など、引き続き学習環境の整備に努める。加えて、研修管理機能を搭載した

MAMIS による会員の利便性向上を図る。

「指導医のための教育ワークショップ」については、引き続き日本医師会主催で実施するとともに、都道府県医師会が開催するものについても継続的に支援を行う。

専門医制度については、プロフェッショナル・オートノミーに基づき、引き続き医学界・医療界が協調して、質の高い専門医の育成を目指しつつ、医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療への影響を配慮しながら適切な運営を支援する。

電子書籍サービス「日医 Lib」については、『日本医師会雑誌』をはじめ、都道府県医師会発行物を順次掲載するなど、コンテンツの充実に努めていくとともに、より多くの会員に利用されるよう積極的な広報及びサービスの向上に努める。

さらに、令和 7 年 4 月に施行された、かかりつけ医機能報告制度（初回報告は令和 8 年 1 月から 3 月）に資する研修の充実に努めていく。

10. 日本医学会とのさらなる連携の強化

日本医師会と日本医学会が相携え、我が国の医学・医術のさらなる発展に貢献するとともに、安心・安全で良質な医療の確保と推進を目指す。

また、日本医学会が主催するシンポジウム、公開フォーラム、並びに令和 9 年度開催の第 32 回日本医学会総会 2027 等に対して、積極的な支援を行う。

さらに、社会性の高い問題にあたっては、緊密な連携の下に適正な対応を図るとともに、日本医学会を通じ各学会員に医師会活動の啓発を行うことで、相互連携の強化を図る。

11. 医療 DX の推進

日本医師会が目指す「医療 DX のゴール」は、デジタル技術を駆使することによって、国民皆保険制度と地域医療を守るとともに、より安全で質

の高い医療を実現し、医療従事者の負担を軽減して、余裕を持って患者に寄り添うことができるよう医療現場を変革することである。その達成のため、政府の医療 DX 推進本部が掲げる「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定 DX」が適切に進展するよう、具体的な提言を行う。

加えて、HPKI（保健医療福祉分野の公開鍵基盤）の普及、活用など、国民・患者のプライバシーや機微情報をしっかりと守るための高いセキュリティを確保した上で、医療情報を医療連携や医学研究のために適切に利活用する環境整備を行い、医療の質や安全性の向上を図る。

また、会員医療機関の支援として、医療機関単位のサイバーセキュリティの確保に資するべく、国の重要インフラである医療分野のセプター事務局として、関連情報の共有を構成団体と進めるとともに、日本医師会サイバーセキュリティ支援制度や、SNS 誹謗中傷を含むペイシエントハラスメントに関する相談窓口の他、一層の施策の拡充に努める。

さらに、医療に関する AI の適切な普及、発展に向けて、高度健康医療支援システムの基盤整備を進めるため、日本医師会 AI ホスピタル推進センター事業の法人化を検討し、関係府省庁、並びに各種団体と協力・推進していく。

12. 広報活動の強化・充実

定例記者会見を通じて、日本医師会の主張や見解を会員及び国民に浸透させていくとともに、その内容を『日医ニュース』、「日医君だより」、「日本医師会の公式動画配信サイト」を通じて広く伝えていく他、会内委員会の審議概要についても、「日医君だより」を通じて適宜速やかに配信し、会員との情報共有に努める。

また、SNSを積極的に活用し、登録者に日本医師会のイベントや健康情報等の提供を行っていく他、公式アカウントの登録者数の増加にも努めていく。

加えて、日本医師会の公式動画配信サイトに掲載する動画の質・量両面の充実にも取り組み、希望者には会員医療機関の待合室などで活用できるよう、そのデータの提供を行っていく。

その他、「日本医師会 赤ひげ大賞」等の顕彰事業や国民向けのイベントの開催なども引き続き実施し、国民と医療関係者のより良い信頼関係の構築を目指していく。

13. 国際活動の推進

国際規模の保健医療課題に取り組むため、世界医師会（WMA）とアジア大洋州医師会連合（CMAAO）の活動を中心に、各国医師会との連携を深める。

WMA では、理事国としてその存在意義を高め、より大きな成果がもたらされるよう、引き続き、活動を積極的に支援していく。CMAAO では、その事務局として、組織のさらなる活性化を支援していく。その他、海外の医師会間の情報交換を緊密に行っていく。

国際保健の人材育成に貢献しているハーバード大学 T.H.Chan 公衆衛生大学院武見国際保健プログラムについては、日本人研究者の選考などにおいて、日本医師会が主導的運営を行い、同大学院との連携、協力関係を維持していく。

日本医師会が日本医学会との協力により発行している英文医学誌『JMA Journal』については、引き続き国内外への周知に努めるとともに、内容のさらなる充実を目指す。

14. 医療保険制度・介護保険制度の充実に向けた取り組み

国民が住み慣れた地域において、質の高い医療・介護を受けられるよう、地域包括ケアシステムを構築し、かかりつけ医を中心とした地域における必要な医療・介護連携を確保するために、関係各部署間の連携を密にし、国民の多種多様なニーズに応えていく。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けては、住民を主体として、地域医師会が行政や多職種と連携・協働して取り組むことが重要である。そのため、市町村が実施する地域支援事業における、地域リハビリテーション活動支援事業等の一般介護予防事業や在宅医療・介護連携推進事業といった施策等に、都道府県医師会及び郡市区等医師会が積極的に関わることを支援する。

令和 8 年度の診療報酬改定については、会内委員会によりその評価を行うとともに、それを踏まえた次回改定に向けた要望事項の検討の他、中医協での検証・検討を踏まえた上で、国民にとってより良い体系となり、地域における医療・介護サービスの適切な提供を可能とする制度となるよう対応していく。

世界に冠たる国民皆保険制度を支える我が国の医療保険制度を、すべての世代が安心と信頼で支え合い、持続可能で人生 100 年時代に対応し得るよう、様々な改革に積極的に取り組んでいく。

また、令和 9 年度の介護保険制度改正及び介護報酬改定について、これまでの改定の検証や第 9 期介護保険事業(支援)計画の進捗を踏まえ、2040 年を見据えた制度のあり方、介護施設・事業所の安定した経営、認知症施策、介護人材確保等について国へ提言していくとともに、利用者の一層の尊厳の保持と自立支援に資する制度となるよう対応していく。

指導、監査、施設基準の適時調査の運用の見直しについて、引き続き厚生労働省当局と協議を行い、改善を図る。審査支払機関の諸問題についても現場で混乱が起きないように引き続き働きかけていく。

15. 医業税制に係る提言

医療機関の経営の安定・充実に向けて、医業経営に関わる税制、地域医療確保に資する税制などについて検討を進める。

控除対象外消費税問題については、社会保険診療等に係る消費税制度の見直しを要望する。あわせて、診療報酬への消費税分上乗せについての検

証等がしっかりと行われるよう注視する。また、事業税特例措置、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続、事業承継税制の改善等を引き続き要望する。

税制要望については、今後とも都道府県医師会、郡市区等医師会の理解と協力の下、関係各方面に積極的に働きかけを行っていく。

16. 医療関係職種等との連携及び資質の向上

看護職員の確保・養成については、第一義的には行政の責任であることを基本とし、看護職志望者の増加に向けた取り組み（看護職の魅力の発信や資格取得に対する経済的支援）、地域の看護人材の確保に多大な役割を果たしている医師会立看護師等学校養成所への支援（財政支援や地域の養成所を残す観点での柔軟な運用等）を求める。地元就業率の高い准看護師の養成を引き続き堅持し、医師会立養成所に対する支援を行う。

看護師に係る特定行為研修制度については、継続的に会員への制度周知に努めるとともに、特に在宅医療の現場での活用に向けて協力していく。

日本准看護師推進センターについては、引き続き准看護師試験事務の円滑な実施に向けて支援を行う。

医療機関における業務を担える薬剤師の雇用推進については、偏在の解消及び適切な財源の確保・配分を国に働きかけていく。

病院や診療所の医師の事務負担を軽減し、医師が本来の専門的、社会的活動に専念できるよう、日本医師会の認定機関における医療秘書養成を拡充し、基礎的な医学知識や秘書技能を備え、最新の情報処理・管理に精通した人材を養成していく。

17. 医師年金の運営強化と会員福祉施策の充実

医師年金の運営については、加入者・受給者の事務処理を一層円滑に行うことを心掛け、業務体制及びシステム対応の充実に努めていく。

年金資産の運用については、各運用機関とその成果を継続的にモニタリ

ングしながら、安定的・効率的な運用の実現を図る。

昨年度より新政策アセットミックスにて運用を開始しており、変化が速く見通しの難しい投資環境に合わせて、今年度より年度ごとに効果検証を行う。

また、昨年4月施行の公益法人等制度改革に対応した剰余金の扱いについて、適切に対応する。

普及推進面では、より多くの新規加入者を獲得することを目的に、都道府県医師会だけでなく、郡市区等医師会等の協力を得て、従来以上に効果的な普及推進策を実施し、中期的に安定した新規加入数を確保できる体制を構築する。さらに、加入者が自身の加入内容を照会し、受給する年金の試算等ができるよう改定した医師年金ホームページの利用を定着させるため、順次利用者の対象を拡大しながら、安定的な稼働を図る。

会員福祉については、医師会入会の動機付けを高めるための一助として、その充実に努めることで、組織強化に寄与する。

18. 日本医師会医師賠償責任保険事業の安定的運営と同事業を通じた自浄機能の発揮

本事業による医療事故・紛争の適切な解決を通じ、医師と患者の信頼関係の構築に資するとともに、会員と都道府県医師会との緊密な連携により、医療提供基盤の安定化を図る。

また、医師会のさらなる組織強化に向けて制度の魅力を伝えるべく、日医医賠償保険制度の紹介動画や医療通訳サービスの紹介をはじめとした各種媒体の作成による都道府県医師会支援の取り組みに加えて、今日の高額賠償化の現状や開設者・管理者責任への備えに対し、日医医賠償特約保険の加入者の増加に努め、健全な制度運営と拡充を図る。

さらに、日医医賠償保険制度における「指導・改善委員会」を通じた医師会内の自浄作用活性化を目指し、医療事故・紛争低減に向けた取り組みを推進していく。

19. 大規模災害対策

被災地域の復興にあたっては、“まちづくり”の中心に医療提供体制を据えることが重要であり、引き続き必要な提言を政府並びに関係各方面に行っていく。

日本医師会は、災害対策基本法上の指定公共機関の指定及び被災者健康支援連絡協議会の代表の立場で会長が中央防災会議委員の任命を受けている。これらの責務を果たすため、東日本大震災、平成28年熊本地震等の経験を踏まえ、南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の地震災害、ハザードマップが改訂された富士山などの噴火災害や近年多発する豪雨災害等、今後起こり得る大災害を見据えた災害医療対策として、令和6年能登半島地震の経験も踏まえたJMAT（日本医師会災害医療チーム）活動の充実、各種研修の実施を通じた全体的な質の向上、関係機関等との連携、災害医療コーディネート機能の確立、防災訓練（災害時情報共有）の充実などの取り組みを行う。なお、今後の災害医療対策にあたっては、JMAT要綱の改定等を受けての組織体制の整備や、既存の研修プログラムやマニュアル等を適宜見直していく。

また、国の防災行政における医療の位置付け強化を働きかけるとともに、国土強靱化（ナショナルレジリエンス）の一環として、関係省庁との連携も強化し、地域の医療機関の耐震化促進や関係法令上の警戒区域に立地する医療機関への支援、災害発生前の情報収集手段の啓発、要配慮者対策、非常用電源等のライフラインの確保を中心とした地域の医療・介護・福祉の連携に努める。

さらに、大規模災害により、一度に多数の犠牲者が発生した場合の身元確認及び死体検案について、各都道府県医師会に設置された警察活動協力医会等を核とした、全国的な医師の派遣体制を確立する。あわせて、国の死因究明等推進計画等も踏まえ、警察庁をはじめとする関係機関、団体、学会等と日本医師会との間での職種横断的な連携体制の強化、発災時の初動体制の構築等に万全を期する。

また、令和6年6月に施行された「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」に対応すべく、政府の検討会や訓練に参画し、連携を進める。

その他、CBRNE テロ災害や集団災害に関する研修を含め、救急・災害をはじめとする対策を進める。

20. 日本医師会総合政策研究機構（日医総研）の研究体制の充実強化

国民のための医療政策実現に向けて、エビデンスに基づいた医療政策と医療制度の企画・立案に努める。地域医療、医療保険制度、医業経営、公衆衛生などの中長期的な課題とあわせ、短期的な政策課題に対応するため、日本医師会、都道府県医師会、郡市区等医師会の活動に資する調査・研究体制を一層充実強化させる。

また、機動的に各種データの解析を行うとともに、ビッグデータとして蓄積されつつある国民の医療・健康情報のデータを活用して、医療の向上に資する調査研究を行う。

さらに、健診標準フォーマットの活用による健診データ標準化事業の推進と、日本医師会 J-DOME 研究事業の活用を進めていく。

これらの成果は、ワーキングペーパー、リサーチペーパーなどとして、日医総研のホームページで公表し、情報発信を幅広く展開していく。

21. 日本医師会ドクターサポートセンターの運営

中核事業であるドクターバンクを広く周知し、さらなる活性化を図りつつ、持続可能な医療提供体制の構築に向け、医師偏在の是正を総合的に進め、全世代の医師を対象に、これらの人材を医師不足地域における医療ニーズにつなげる。また、医師全般に対する支援策や、都道府県医師会・行政ごとの医師バンク運営方針に沿った支援策（業務提携等）についても検討し、実践する。

さらに、男女共同参画の理念を踏まえつつ、医師の働き方改革の影響を

踏まえた女性医師等の勤務環境の整備やワークライフバランス等に関する各種講習会での啓発活動を行う。

また、都道府県医師会、大学医師会、医学会等の協力の下、男女問わず就業継続及び復職支援を行うとともに、女性医師が意思決定の場に参画推進する環境の創出に取り組んでいく。

22. 日本医師会電子認証センターの運営

医師資格証を、すべての会員が保有するよう以下の事業を実施する。

ICカードが不足している現状を踏まえ、調達の多様化を進めICカードの安定した確保に努めると同時に、ICカードが不足した際でも電子処方箋の発行に支障がないよう、HPKI セカンド電子証明書の発行までの時間を短縮する。そのため、従来の申請用紙を用いた申請方法を残しつつも、デジタルの操作に慣れている若手医師を中心に、マイナンバーカードを使用したデジタル完結型の申請方法を広めることで、申請・発行手続きの簡素化、簡略化を進める。

年々変化する状況に合わせて現在の医師資格証審査システムを刷新し、より短時間で新規発行を行うとともに、今後増加が見込まれている医師資格証の有効期限切れに伴う更新発行を効率よく実施できる仕組みを構築する。また、政府全体方針として、2030年に向けて次期暗号方式への移行が行われることを踏まえて、認証局も対応準備や調査を開始する。

この他、電子処方箋だけでなく、国が進める電子カルテ情報共有サービスや標準型電子カルテなどの医療DX施策においても、医師資格証の利用を組み入れること、また、リモート署名サービスの利用が利用者負担となることのないよう、国へ強力に働きかける。

一方で、HPKI セカンド電子証明書の利活用として、デジタル医師資格証の機能を追加開発し、多様化を進める。とりわけ、MAMIS との連携を行うことで、医師会の組織強化にも寄与するものとする。